

平成28年度第1回 兵庫県河川審議会

平成28年9月6日（火）

パレス神戸 2階 大会議室

（午後1時30分 開会）

○片岡総合治水課副課長            それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第1回兵庫県河川審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行をさせていただきます事務局の片岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審議に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきます。

資料ですけど、緑色のフラットファイルに一式入っております。フラットファイルを開けていただきまして、1枚目、資料一覧を掲載しております。これに基づきまして入っております。

次第。

委員名簿・配席図。

関係法令。

それから、関係法令のその後に、一番下になりまして、その他参考資料、県内二級河川の概要の資料が入ってきております。

それから、その後に、鯉川水系河川整備基本方針（案）答申、青のインデックス、資料1-1から1-5まで入ってきております。

それから、宇治川水系の資料が、赤のインデックスで、2-1から2-5まで添付しております。

以上、資料でございます。

以上、中を確認していただきまして、もし抜けているものがございましたら、

挙手いただきましたら、担当が資料を差し替えさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本日の審議会の成立の関係でございます。本審議会の委員につきましては、全員で16名となっております。本日は、代理出席を含め10名の委員の皆様にご出席をさせていただいております。

兵庫県河川審議会条例第7条第2項の規定によりますと、委員の過半数の出席が成立の要件となっておりますが、この規定によりまして、本日、本会議は成立をしていることをご報告申し上げます。

それでは、お手元の次第によりまして、会議を進めさせていただきます。

はじめに、兵庫県県土整備部土木局長の濱から、ご挨拶を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○濱 土木局長            こんにちは。県土整備部土木局長の濱でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ご多忙の折、また朝夕は秋の気配も感じられるようになりましたけども、まだまだ暑い中、当河川審議会にご出席を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

さて、今年はなかなか台風が発生しないなと思っておりましたけども、7月になって1号が発生して以来、立て続けに台風が発生しております。8月には7号、9号、11号と、北海道にあんなコースで進むのかなと思うような経路を通過して上陸いたしましたし、11号は東北に上陸してそのまま北海道に抜けるということで、一連の台風で非常に大きな被害、死者も出るような被害が発生をしております。

兵庫県では、幸いのこと、梅雨、それから台風時期を通じまして、今年は今のところ大きな被害は起こっておりません。ただ、昨年、鬼怒川の決壊による北関東の災害でありますとか、兵庫県も26年度の丹波の災害でありますとか、最近の雨はどう降るのかよく分からないというような雨ですし、今回の台風でもどう

いう経路を通るのか分からないような感じですので、いつ災害が起きてもおかしくないというふうに考えております。我々河川管理者といたしましては、いかなる手を使ってでも県民の財産・生命を守るということで、あらゆる手段を尽くしていきたいというふうに考えてございます。

平成24年に兵庫県は総合治水条例を策定いたしました。11の地域で総合治水推進計画を策定して、いろんな対策を進めております。「ながす」「ためる」「そなえる」と3つの柱でございしますが、まず「ながす」でございしますが、21年に佐用町で起きました災害、千種川水系の災害でございしますが、5.5kmに及ぶ河道改修を終わりました、この7月30日に式典を開催させていただきました。お手元にこういうチラシ、なかなか河川でこういう式典というのはやらないんですけども、地元の強い要望もありまして開催させていただきました。この中で、佐用町の庵途町長が、災害のときに非常に苦労されまして、この河川ができて住民もとても非常に喜んでいてというお話を本当に熱意を込めてスピーチをされておりました。感動したところもあったんですが、そういうこともありましたということで、ご報告をさせていただきます。

このほか、法華山谷川も災害の復旧工事を進めさせていただいておりますし、今まで大きな災害がなかった武庫川、市川についても、順次、治水対策を進めていくことにしております。また、今年度から5箇年かけまして、中・上流の暫定的な緊急対策を50箇所程度やらせていただきたいというふうに考えております。

また次に、「ためる」でございしますが、これも、ご案内のように、校庭貯留でありますとか、田んぼダム、それから、ため池を貯水施設として使うというような試みもしておりますし、「そなえる」では、昨年、スマートフォン版のCGハザードマップも公開をしております。

また、国がこれまでの浸水想定区域図を見直して、想定し得る最大の降雨、1000年に一度とか、1000年以上の降雨で、洪水浸水想定区域図を策定をし

て公開をされました。やはりそういうことも起こるんだということを住民の方に理解していただくということで大切な試みだと思っておりますので、兵庫県も順次そういう浸水想定区域図を策定していきたいというふうに考えております。

このように、あらゆる手段をもちまして我々河川管理者としての義務を果たしていきたいというふうに思っております。

本日の審議でございますが、前回の当委員会に、鯉川水系と、それから宇治川水系の河川整備基本方針の諮問をさせていただきました。両河川とも過去の水害がありまして一定の河川改修が終わっておりますので、大きな水害、被害は起こっておりません。ただ、両河川とも神戸市街の非常に人口・財産の集積したところを流れる河川でございますので、今後、将来、どういう河川のあり方がいいのかということで諮問をさせていただいておるところでございます。

本日は、忌憚のないご意見を賜りまして、策定させていただければというふうに思っております。

以上、はなはだ簡単でございますが、開会にあたっての兵庫県としての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○片岡総合治水課副課長            ありがとうございました。

続きまして、委員の紹介に移らせていただきます。

お手元の資料の3枚目に委員の名簿を掲載しております。前回の委員会以降、再任をいただいた委員は6名いらっしゃいます。

法政大学 教授 道奥康治委員

京都大学大学院 教授 立川康人委員

元(株)ラジオ関西報道制作部長 吉田秀子委員

甲南大学 教授 出口晶子委員

兵庫県立大学 客員教授 浅見佳世委員

関西電力(株)総務室 用地部長 西浦光一郎委員

以上6名でございます。

引き続きまして、新たにご就任をいただきました委員、6名でございます。

兵庫県議会議員 高橋みつひろ委員

兵庫県市長会 会長 蓬莱 務委員

阪神水道企業団 企業長 谷本光司委員

近畿経済産業局 産業部長 花内美佐子委員

近畿農政局 農村振興部長 上月良吾委員

近畿地方整備局 河川部長 井上智夫委員

以上6名でございます。

次に、本日ご出席をいただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

法政大学 教授 道奥康治委員。

○道奥委員 道奥です。よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 京都大学大学院 教授 立川康人委員。

○立川委員 立川でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 兵庫県立大学 客員教授 浅見佳世委員。

○浅見委員 浅見です。よろしくお願ひいたします。

○片岡総合治水課副課長 兵庫県議会議員 春名哲夫委員。

○春名委員 どうぞよろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 兵庫県土地改良事業団体連合会 常務理事 梶村弘高委員。

○梶村委員 どうも、よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 兵庫県内水面漁業協同組合連合会 理事 吉田忠弘委員。

○吉田委員 吉田です。よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 関西電力（株）総務室 用地部長 西浦光一郎委員  
の代理の永井様。

○西浦委員代理人（永井） 永井です。よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 近畿経済産業局 産業部長 花内美佐子委員の代理  
の阪谷様。

○花内委員代理人（阪谷） 阪谷です。よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 近畿農政局 農村振興部長 上月良吾委員の代理の  
吉田様。

○上月委員代理人（吉田） 吉田です。よろしくお願ひいたします。

○片岡総合治水課副課長 近畿地方整備局 河川部長 井上智夫委員の代理の  
河南様。

○井上委員代理人（河南） 河南でございます。どうぞよろしくお願ひいたし  
ます。

○片岡総合治水課副課長 本日は以上10名の方にご出席をしていただいております。

続きまして、兵庫県の出席者をご紹介します。

先ほどご挨拶を申し上げました土木局長の濱でございます。

○濱 土木局長 よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 総合治水課長の石田でございます。

○石田総合治水課長 石田です。よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 河川整備課長の合田でございます。

○合田河川整備課長 合田でございます。よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 武庫川総合治水室長の鶴崎でございます。

○鶴崎武庫川総合治水室長 鶴崎でございます。よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 神戸土木事務所長の山内でございます。

○山内神戸土木事務所長 山内です。よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長 続きまして、会長の選出に移らせていただきます。

会長であった道奥委員につきましては、再任いただいているところではございますが、平成28年3月30日をもって一旦任期満了となりました。それに伴い、改めて当審議会の新たな会長を選出することになっておりますが、兵庫県河川審議会条例第6条第2項には「会長は、委員の互選によって定める。」と規定されております。

どなたか、会長の選出につきまして、ご意見がございますでしょうか。

○浅見委員 前期会長の重責を果たしてこられた道奥委員に今期も取りまとめをお願いしたいと考えております。

○片岡総合治水課副課長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

○片岡総合治水課副課長 意見がないようですので、道奥委員に会長をお願いすることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○片岡総合治水課副課長 ありがとうございます。

異議なしの声をいただきましたので、道奥委員に会長をお願いすることといたします。

では、道奥会長、2期目にあたりまして、ご挨拶の方をよろしくお願いたします。

○道奥会長 ただいま会長の方に選出いただきました道奥でございます。引き続きの重責となりますが、どうぞよろしくお願いたします。

今回、委員が大分改選されたということで新たなメンバーもいらっしゃいますので、なぜ東京の大学の場違いの人間がこの場にいるのかということちょっと

簡単に申し上げますと、3年ほど前まで長らく大阪、神戸の方の大学で勤めておりまして、特に神戸大学では長らく勤めておりまして、いろいろ兵庫県の河川の勉強をさせていただきました。それと、当審議会も委員の移行期ということもございまして、引き続きこの河川審議会の委員を賜っております。その関係で、今回も2期目ということになりますけども、審議会の会長を仰せつかりまして、大変重責でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

聞くところによりますと、後ほどお話もあるかと思いますが、県の河川部局関係者、それから関連するいろいろな自治体、それから審議会の委員の皆様を含めまして、いろいろな方々のご尽力で、この河川、特に整備基本方針の方につきましては、県内かなり完了に近づいております、あと何年かかるのか、10年か、20年か分かりませんが、トンネルの出口が出てきたところではないかというふうに考えるところであります。

しかし、最初、濱局長の方のご挨拶にもございましたように、ここ数年、「異常気象」という言葉よく使われますが、もはやもう異常気象といわれまして10年、20年とたちまして、だんだん我々の経験の中にも経験則ができて、もう異常ではなくて、こういうふうに変っていくのが常態化しているのではないかというふうなそういうことを考えますと、基本方針のひとまず一巡目のトンネルの出口は見えましたものの、また一巡して、ますますエンドレスにこの基本方針あるいは河川の管理について考えなければいけないということで、この審議会の重要性、ますます重要な使命、ますます再認識するところでございます。

言うまでもなく、北海道の事例も局長の方で挙げられましたけども、梅雨前線とか台風の影響が非常に少ないかの地で今年なんか特に顕在化して、歴史的にそういう梅雨前線、台風からの縁が薄かった土地柄もありまして、河川の堤防の高さとか、随分、本州・本土に比べますと低いわけです。そういう我々の人間の準備してきたことがことごとくシナリオ的に覆されたりしてくるのが、今日、最近

の風水害の特徴ではないかと思えます。

災害というのは、風水害に限らずでしょうけども、自然現象である外因と、それから内因である社会現象ですね、社会、このクロスオーバーで災害というものが発生するところがございます。したがって、河川整備は、まずしっかり粛々と河川堤防や、いろいろな河川施設等の整備をしていくことは言うまでもございません、これまで以上に尽力する必要はございますけども、そういったテクノロジーだけでは十分にその河川管理を達成できない、そういう時代に入ってきております。ますます社会人文科学的なアプローチも必要になってきているところ、これは関係者一同はよく承知しているところがございます。

そういった背景もありますし、堤防の高さを越えるような水害というものもこれからますます頻繁に起こり得るわけです。ですから、最近、特に治水面でも利水面でも、昔の先人がどういうことをやってきたのかというような歴史に学ぶようなことも、非常に重要にますますなっているところがございます。従来から歴史治水とか歴史水利というのは研究がなされてきたわけですけども、これからますますそれが必要になってきている段階ではないかというふうに思います。

そういったことで、歴史に限りませんが、テクノロジー、エンジニアリングに加えまして、いろいろなところからの観点からこの当審議会ですべてのお立場から多角的な多様なご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞ審議にご協力よろしくお願いたします。

○片岡総合治水課副課長            ありがとうございました。

それでは、本題の議事に入らせていただきたいと思います。

審議会の運営をします議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定により、会長が行うこととなっております。

道奥会長、どうぞよろしくお願いたします。

○道奥会長                    それでは、議長を務めさせていただきます。

早速ですが、お手元のファイルの2ページ目に議事次第がございますので、その次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。

まず、その前に、何点かお諮りしたい事柄がございます。

まず、後日作成いたします、本日の議事録の署名人を定めさせていただきたいと思っております。

運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名する委員が署名することになっております。今回は立川委員に議事録署名人をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○立川委員 承知しました。

○道奥会長 はい、よろしく申し上げます。

それでは、次に、審議会の公開についてでございますが、本日、傍聴人があると聞いております。兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定によりまして、本審議会は原則公開となっております。

本日の議案について、同項但し書きに該当して、非公開とすべき議案があるかどうかについて事務局に確認をしたいと思っております。いかがでしょうか。

○片岡総合治水課副課長 本日の議案につきましては、河川整備基本方針についての諮問であり、また、審議の内容に特に非公開にするという項目はなく、本日の審議会は、すべて公開しても差し支えないものと考えております。

○道奥会長 ただいまの事務局からの説明に関しまして、何かご意見とかご質問等ございましたら、ご発言申し上げます。

(「なし」の声)

○道奥会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、特にないようでございますので、本日の審議会は、すべて公開とさせていただきます。よろしいですね。

(「異議なし」の声)

○道奥会長            それでは、本日の審議会すべて公開することと決定いたしまして、次に、傍聴のお申し出でございますが、審議会公開要綱第5条の規定により、1名の方から傍聴のお申し出がございました。

定員20名でございますので、(株)兵庫建通様、1社様、傍聴を認めることとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○道奥会長            はい、ありがとうございます。

ご異議ないようでございますので、兵庫建通新聞様、ご入場を許可いたします。傍聴席は、あらかじめ傍聴と表示をしている場所を指定しております。

(傍聴者 入場)

○道奥会長            それでは、傍聴される方をお願いをいたします。

お配りしております注意事項をお守りいただきまして、議事が円滑に進行できるようにご協力よろしくお願いたします。

それでは、まず議題に入ります前に、県内二級河川の概要に関する参考資料につきまして、事務局より、ご説明をよろしくお願いたします。

○伊藤総合治水課計画班班長            総合治水課の伊藤です。よろしくお願いたします。

右肩に「参考資料1」と書いてある、資料1-1の6～7枚手前に挟んでおりますけども、その資料をご覧ください。

1ページ目でございます。

本審議会でご審議いただく河川整備基本方針の法定位置づけなどについて、今回新たにご就任いただいた委員もおられることから、改めてご説明させていただきます。

河川整備基本方針は、平成9年の河川法改正に伴い定められた法定計画でございます。「治水」「利水」「環境」の視点から総合的に将来めざすべき河川整備の方

針と計画高水流量等の河川整備の基本となるべき事項を定めるものでございます。

なお、河川整備基本方針に即して定めるいわば下位計画的なものとして河川整備計画があり、今後、20～30年の具体的な整備内容については、この整備計画で定めることとなります。

河川整備基本方針、河川整備計画の各々の策定の流れは下図のとおりで、本審議会は、図の赤枠、河川整備基本方針の案に対して諮問と答申の計2回ご審議いただく場として設置させていただいております。

2ページ目をご覧ください。

県内の河川整備基本方針の策定状況を示しております。

県内には、一級河川が5水系、二級河川は92水系ございます。

円山川や加古川など一級河川の河川整備基本方針につきましては、国が策定することとなっており、すべて策定済でございます。

兵庫県河川審議会でご審議いただく県内二級水系の河川整備基本方針については、平成9年の河川法改正に伴い河川整備基本方針を策定し始めた時点で、事業実施中または事業着手予定であった水系と、社会基盤整備プログラムなどの計画に位置づけられ今後整備を予定している水系について、優先的に策定を進めてまいりました。その結果、これまでに37水系についてご審議をいただき、現在、それら全37水系を策定済という状況でございます。

この地図では、既にご審議をいただいた37水系を黒色で示しております。本日諮問させていただく神戸地域の38番鯉川水系、39番宇治川水系につきましては、黄色で着色をしております。

なお、鯉川、宇治川を含め、河川整備基本方針が未策定の残り55水系についての今後の策定順序等については、後ほどご説明いたします。

次に、3ページ目をご覧ください。

基本方針策定済37水系と本日ご説明する鯉川、宇治川について、流域面積や

治水の計画規模などをまとめたものでございます。

4 ページ目をご覧ください。

この図は、基本方針策定済 37 水系と本日ご審議いただく鯉川、宇治川について、基本高水ピーク流量の比流量図を示したものです。

比流量とは、右下欄外にも式を示していますとおり、基準点の基本高水のピーク流量を基準点の集水面積で割ったものでございます。縦軸には基本高水比流量、横軸には集水面積を示しており、通常、集水面積が大きくなるほど比流量が小さくなるという右下がりの幅を持った領域にプロットされております。

この比流量図は、河川整備基本方針で定める基本高水流量が適当な値であるかということ判断する目安として用いております。

次、5 ページをご覧ください。

これは、県内河川の水質の状況図です。

県内の主な河川においては、環境基準といたしまして満足すべき水質の基準が定められています。環境基準が定められている河川について、河川の区間ごとを、右上の凡例のとおり、AA 類型から E 類型までの 6 段階に色分けをしております。また、図には水質調査地点ごとに BOD75% 値の観測結果を四角囲みで、右上の凡例に示すように、色分けで表示しております。

ご覧いただきますとおり、近年は、下水道の普及などに伴い県内ほとんどの地点で環境基準をほぼ満足できる状態となっており、水質の改善がなされてきていることが分かります。

次、6 ページをご覧ください。

先ほど少しふれました河川整備基本方針が未策定の 55 水系について、今後の策定経過についてご説明します。

1 番、現状。

現状は、ただいま申し上げましたとおり、事業中または近々に事業予定のある

37水系は基本的にはすべて策定したところですが、残り55水系についても、2に記載のとおり、河川法上「定めておかなければならない」とされているほか、近年または将来の災害等により今後事業化する事由が生じたときに、迅速かつ計画的に所定の工事に着手できるための備えや、維持管理・環境について県民に目を向けてもらうといったことから、引き続き策定していく必要がございます。

しかし、策定には、一定の検討、調査期間、諸手続き、それに要する人員・予算の都合もあることから、それらを踏まえ、効率的・計画的に策定を進める必要がございます。

そこで、3に記載のとおり、浸水被害の有無等を条件に比較的策定の優先度が高い水系を抽出し、特性の似た近隣の水系も含め、それらをまとめて調査・検討してまいりたいと考えています。

7ページを見てください。

例えば、右肩の淡路地域ですが、近年、浸水被害が発生した郡家川をはじめとして、近隣の岩戸川、山田川、硯川もまとめ、一つのグループとして治水の検討や環境調査を実施し、一括して基本方針を策定するイメージです。

赤枠で囲んだ水系が一つの検討グループです。これらを地域間のバランス等を見ながら検討、河川審議会でのご審議、策定へと順次進めてまいります。

6ページに戻ってください。

一番下、4番、今後の河川審議会の策定スケジュールですが、本日もご審議いただく宇治川、鯉川の答申、年度内には、淡路地域の郡家川等4水系への諮問を予定してございます。来年度には、記載しておりませんが、郡家川等の4水系の現地の確認をしていただいて、それから答申を、また、神戸市域の生田川等5水系、同じく神戸市域の住吉川等5水系や播磨地域の赤根川等4水系の諮問について予定しております。

河川整備基本方針の策定状況と今後の策定の予定についてのご説明は以上でござ

ございます。

○道奥会長            どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言よろしくをお願いいたします。

特に前半、河川法に基づいて法的に定められた当審議会のミッション、それから位置づけをご説明していただきまして、それから、これまでの審議会で審議してきた基本方針策定済、それからこれから残っているところ、おおよその工程を地図等を使ってお示しいただいたところでございます。

今回初めての委員もございますので、基本的なところからでも結構ですからご質問ありましたら、よろしくをお願いします。

よろしゅうございますでしょうか。

特に今後は、水系という分水嶺で囲まれたものだけを1単位にするのではなくて、流域圏といいましょうか、同じくくり、地域社会的にも同じようなくくりの水系については複数水系をまとめて審議していくというようなことで、特にこれについては合理的な考え方かと思しますので、よろしくをお願いいたします。

何かご質問等ございませんでしょうか。

もしないようでしたら、次の議題に入らせていただきます。

それでは、本日の審議事項は、次第に記載のとおり、2件ございます。

1件目は、「鯉川水系河川整備基本方針」、それから2件目は、「宇治川水系河川整備基本方針」についてです。

この2件は、今年3月18日に行われました平成27年度第1回河川審議会において知事から諮問されたものでございます。前回の審議会で皆様からご意見いただきましたけども、そのご意見に対しましての対応状況について、本日、皆様にご確認をいただきまして、審議会から、本日、答申をしたいというふうに考えております。

それでは、本日の議題である「鯉川水系河川整備基本方針」「宇治川水系河川整備基本方針」についてでございますけども、あらかじめ事務局の方から、これら2水系は隣接しており、流域や河道特性が似通っているというふうに伺っております。前回もそういうご説明がございました。

したがいまして、事務局の方から、2つ水系併せて内容説明をいただきまして審議をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか、こういう進め方で。

(「異議なし」の声)

○道奥会長           それでは、ご異議ないようでございますので、鯉川水系と宇治川水系の河川整備基本方針案につきまして、まとめて事務局からご説明をお願いいたします。

○相田総合治水課計画班主査           総合治水課の相田といいます。どうぞよろしく  
  お願いいたします。

座って説明させていただきます。

まず、お手元の資料の確認なんです。資料1-1、それから資料2-1、これが鯉川と宇治川の各河川整備基本方針の本文案でございます。この2つが最終的に法定計画となる部分でございます。それより後ろの資料の1-2、それから資料の2-2以降が、その本文案の根拠ですとか考え方を取りまとめた資料となっております。

今からスクリーンで説明させていただきますが、そのスクリーンと同じ内容の資料をお配りさせていただいておりますので、適宜、ご覧いただければというふうに考えてございます。

それでは、パワーポイントの方で説明してまいります。

本日の説明内容ですが、大きく3つ予定しております。前回諮問時にご説明した要旨としまして、鯉川・宇治川水系の概要、それと基本方針案のポイントにつ

いて説明します。次に、前回諮問時において委員からいただきました意見、それとその対応について説明させていただきます。最後に、前回からの修正事項について説明します。

はじめに、前回の説明要旨について説明します。

鯉川・宇治川水系の概要について説明してまいります。

まず、宇治川的位置ですが、神戸市中央区、JRの駅でいいますと、神戸駅から元町駅付近の地域となります。図中の黄色枠囲みが宇治川流域となりまして、流域面積は約3㎢、法定河川延長は約2.7km、流域内人口は約7,900人となっています。流域内の約9割が六甲山系の山地、残り1割が市街地となっています。図中の青い線、これが河川になりまして、中でも下流側、点線で示している区間が宇治川の特徴でもあります暗渠、すなわち地下河川というふうになってございます。

次に、鯉川的位置ですが、宇治川の東隣、ピンクの枠囲みが鯉川流域となります。流域面積はわずか1㎢、流域内人口は約7,000人、流域内の4割が山地、6割が市街地となっており、流域の南端には兵庫県庁の一部を含んでいます。鯉川の青い点線ですが、宇治川にも増してほとんどの区間が暗渠であって、市街地ではなかなかこの鯉川の姿を目にすることができないという、そういうような都市河川になってございます。

もう少し河川の状況について説明してまいります。

まず、宇治川の下流部の暗渠区間です。大倉山公園付近、山手幹線と交わるころから暗渠となってございまして、宇治川商店街の地下を通り、ハーバーランドの脇から神戸港に注いでおります。

左上の写真が、暗渠内部の様子になってございます。高さ・幅3m程度のボックス状の断面が2連並ぶ構造となっています。右側の写真が河口部の様子を海側から撮ったものでございます。

続いて、宇治川の上流部、開渠の区間です。勾配は大きいところで1/15と急流となっています。河道は石積またはコンクリートブロックによる三面張護岸で、典型的な表六甲河川というふうにいえると思います。

次は、鯉川になります。まず、下流部から。市街地では全区間暗渠となっていますので、現状河川の姿を見るというのは難しい、こういう河川になっています。上流からトーアロードの地下を流れ、途中、山手幹線沿いに西側に折れまして、鯉川筋の地下を通過してJR元町駅、大丸百貨店の前の道路の地下を経て、メリケンパーク脇で神戸港に注いでいます。

暗渠内部の構造ですが、過去の改修において地形条件等を理由に区間ごとに施工方法や断面形状を変えております。結果としまして、開削工法で施工した区間ではボックスカルバート、シールドマシンで掘削した区間では円形管というような数種類の断面形状を有しています。写真は、JR元町駅の上流側の1連ボックス区間の内部の様子となっております。

次は、鯉川の上流部、開渠区間の状況です。鯉川も、山裾の部分にはごくわずかですが、開渠区間があります。写真は、鯉川や、その支川、追谷川、城ヶ口川の様子となっております。人家の合間を流れるコンクリート造の水路の様相を呈しておりまして、平時には水の流れはごくわずかというふうになってございます。

続きまして、自然環境について紹介させていただきます。

宇治川の開渠区間は、急流の三面張河道が大半となりますが、そのところどころには写真にあるような砂州が形成され、それを基盤として水際植生が繁茂し、魚類や底生動物、鳥類等が利用する環境を創出しています。

また、下の写真は宇治川上流端、神戸山手大学がある付近ですが、唯一といってもよい平坦な区間に湛水域ができており、ゲンジボタル等も確認している箇所があります。都市部の単調な河川ではありますが、背後の山地や川沿いの樹林地等と連携し、都市と自然とをつなぐ重要な役割を担っているといえます。

なお、暗渠区間、それから鯉川の開渠区間につきましては、先ほど写真で見てもらいましたとおり、特筆すべき動植物が生息等できる環境には残念ながらありません。

ここまでが両水系の概要となります。

続きまして、鯉川・宇治川水系の河川整備基本方針案のポイントについて説明していきます。

基本方針案のポイント。

1つ目。「川づくりの基本方針」ですが、「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」、これは、治水と利水、生態系、水文化、景観、親水を柱とした川づくりの考え方ですが、これに基づきまして、河川の現状、水害の発生状況、河川環境等を考慮するとともに、平成24年度に施行した総合治水条例や神戸市のまちづくりに関する計画を踏まえ、河川の総合的な保全と利用を図っていきます。

2つ目。「災害の発生の防止又は軽減に関する事項」では、洪水等から住民の資産等を守ることを目標としまして、計画規模の降雨で発生する洪水には浸水被害の防止又は軽減を図ります。さらに、計画規模を超える洪水などに対しては、ハザードマップの周知等の減災対策や、六甲山の森林の適正管理といった流域対策を住民や関係機関と連携して推進し、被害の軽減を図ることとしております。

3つ目。「河川環境の整備と保全に関する事項」です。関係機関や住民と連携しまして、生態系の保全と再生を図り、河川の横断的・縦断的な連続性に配慮し、多様な動植物が生息、生育、繁殖できる河川環境の保全と創出に努めます。また、景観については、周辺の環境と調和を図りながら、景観に配慮した河川空間の形成に努めます。

4つ目。「河川の維持管理に関する事項」。今、説明してきた治水、利水、環境の観点から、各々記載の事項を通して適正に維持管理を実施します。

次、5つ目。「河川整備の基本となるべき事項」です。河川の計画規模については、兵庫県内河川の決定手順に基づき、流域が属するブロックの神戸市は人口・資産が高度に集積する区域であることから、県内で最も高い安全度、年超過確率1/100の計画規模としております。

次に、その計画規模に見合う雨の量を設定し、それを河川の流量に変換するための流出解析を行いました。解析手法としましては、特性曲線法（等価粗度法）を採用しています。

計算の結果、基準点における洪水の最大流量、基本高水流量は、宇治川で85  $\text{m}^3/\text{s}$ 、鯉川は30  $\text{m}^3/\text{s}$ となります。さらに、この基本高水流量からダム等の洪水調節施設で調節する量を差し引き、河道で分担する流量、これを計画高水流量といたしますが、宇治川で85  $\text{m}^3/\text{s}$ のうち、5  $\text{m}^3/\text{s}$ を洪水調節施設で調節し、その残り80  $\text{m}^3/\text{s}$ 、これを河道で受け持つ計画高水流量としました。鯉川におきましては、洪水全量を河道で流すことができるため、洪水調節施設は不要であることから、30  $\text{m}^3/\text{s}$ の基本高水流量をそのまま計画高水流量としております。

これは先ほどの説明の基本高水流量と計画高水流量を図に表示したものです。図中の上段括弧書きの数字、これが基本高水流量、下段が計画高水流量となります。右側の宇治川の図でいきますと、計画基準点の清風橋地点、ここで基本高水流量85  $\text{m}^3/\text{s}$ を安全に流せられるよう計画高水流量を80  $\text{m}^3/\text{s}$ として、残りの5  $\text{m}^3/\text{s}$ を洪水調節施設で調節しようという計画になります。

ここまでが前回の説明の要旨となります。

次は、前回審議会での委員意見及びその対応等について説明させていただきます。

質問については2つございます。

1つ目は、これは立川委員からのご意見です。読み上げます。

「計画降雨継続時間の9時間で引き延すということになると、引き延ばして、

それ以外のところが引き下げられたりとかというような降雨波形も作成されることとなりますので、例えば計画降雨継続時間を1時間とか、あるいは3時間降雨で、どのような流量になるかということも、念のため計算された方がいいんじゃないかなと思います」というようなご意見でございます。

この委員意見を踏まえまして、事務局で確認を行いました。これは、計算手順を示してございます。

まず1番目に、計画規模1/100に係る計画降雨継続時間3時間、1時間の雨量統計解析を行い計画降雨量を算出しております。下段の表の計画降雨継続時間の計画降雨量、現案9時間で221.2mm、3時間におきましては141.1mm、1時間では67.7mm、このようになりました。

次、2番目に、現案9時間で検討した上位10降雨で、計画降雨量3時間、1時間のモデル降雨波形を作成しました。

3番目に、計画降雨量3時間、1時間の各モデル降雨について流出解析を行い、基本高水流量を算出しました。

一番下に結果を書いておりますが、現案9時間における基本高水流量以内であるということを、今回、確認したという報告をさせていただきます。

具体的に流出解析結果につきましては、こちらが鯉川の流出解析結果となりまして、3時間、1時間ともに現案の基本高水30m<sup>3</sup>/s以内となっているということを確認できます。

こちらが宇治川の流出解析結果となります。鯉川と同様に、3時間、1時間ともに現案の基本高水85m<sup>3</sup>/s以内となっていることを確認できます。

続きまして、2つ目のご意見でございます。これは浅見委員からのご意見です。

「宇治川の本文(資料2-1、P4)の「河川環境の整備と保全に関する事項」に、堆積土砂を撤去する際には自然環境への影響を考慮する旨の記載をお願いしたい」。

これにつきましては、本文の修正をさせていただきましたので、次の修正事項のところでご説明します。

次に、前回からの修正事項について説明させていただきます。

ここからお手元の資料に従いまして、説明を進めてまいります。

ファイルの資料の1－5をご覧ください。

こちらが鯉川水系河川整備基本方針（案）の前回からの変更前後対照表となります。

1 ページ目をお願いします。

まず、この表の見方ですが、左から順番に、整理番号、各資料のページ数、修正前の内容、次に今回の修正案、一番右に修正理由を記載しております。

一番右の修正理由ですが、大きく4点ありまして、1つ目に、前回審議会で委員からいただいたご意見を踏まえた修正、2つ目、関係機関との協議等による新たな情報の追加や時点修正といった情報の更新、3つ目、より分かりやすくするための文言の修正、4つ目、誤りの訂正、こういうような形で修正理由を整理しております。

委員意見による修正と情報の更新を中心にご説明していきます。

まず、鯉川水系の修正の方から説明していきます。

資料1－1、「河川整備基本方針」。本文の修正。全部で2箇所あります。

「流域及び河川の概要」におきまして、宇治川の記述と混同していたため、下線部、下流部の勾配、それと上流域、山間部の植生群集をそれぞれ訂正させていただきました。

次に、資料1－2、「流域及び河川の概要に関する資料」の修正です。

「河川の概要」の各河川の河川上流端を片岸のみ記載していたものを、左右岸別に記載しました。鯉川でいきますと、右岸のみの記載を、下線部の左岸を追加というふうになります。

次に、資料 1 - 3、「治水に関する資料」の修正です。全部で 7箇所あります。

4 番目ですが、洪水到達時間の、クラーヘンという式になるんですが、時間あたりの表示になってましたので、分あたりの式に修正しました。また、単位表示にも誤りがありましたので、併せて修正させていただきました。

次に、5 番目と 6 番目と 7 番目、併せて説明させていただきます。

まず 6 番、3 ページの 6 番を見ていただきたいんですが、雨量の引き延ばしにおいて、前回、雨量ピッチ 15 分で引き延ばしを行っていたため、雨量ピッチを 10 分に訂正を行いました。

これによりまして、資料戻っていただきまして、5 番目のところですが、モデル降雨波形の選定の数値、それから、7 番目、流出解析結果の数値に変更が生じたので、それぞれ訂正を行いました。7 番目の 1938 年の基本高水流量 22.1 から 23.4 というふうに変更しております。なお、この訂正による、計画基準点の基本高水流量の変更はございません。

次に、4 ページの 8 番目になります。「現況流下能力」のページとなります。

鯉川においては、複数の断面形がありますので、各標準断面形を明示させていただきました。

今回追加した断面が、5 ページ、この 3 つの断面となります。それぞれ、非圧力暗渠区間 2 連ボックス、非圧力暗渠区間 1 連ボックス、非圧力暗渠区間 円形管というふうになってございます。

次に、6 ページの 9 番目です 「表 5.2 流下能力表」を分かりやすい内容に修正しました。

表中の測線の表示方法を測点の名称に変更しました。それから、単距離の列を追加しました。単距離というのは各測点間の距離となります。一方で、追加距離というのは、単距離の累計距離となります。それと、小数点以下の単位止め、この統一をさせていただきました。

次に、10番目、「計画高水流量」に関するページになります。

今回、情報の追加としまして、計画基準点の横断図を明示させていただきました。

続きまして、7ページ、お願いします。

資料1-4、「利水・環境に関する資料」の修正です。

11番、文中の河床勾配と治水に関する資料の水位縦断図と整合が図れていませんでしたので、これを修正させていただきました。

次に、12番、「必要流量の設定」の項で、修正前の下線部に「流総指針」という略語が使用されていたので、正式名称の「流域別下水道整備総合計画調査・指針と解説（H27.1）」というふうに修正させていただきました。

次に、13番、「代表地点における正常流量」の項で、誤って宇治川の数字を記載していたため、これを訂正させていただきました。

以上が鯉川の変更箇所となります。

続きまして、資料2-5をお願いします。

宇治川の変更箇所をご説明してまいります。

まず、1ページ目です。

資料2-1、「河川整備基本方針」の本文の修正。これにつきましては3箇所ございます。

1番目、「自然環境」のページです。

これは文章のつながりを踏まえた修正となります。修正前の「以上のように」というのを削除させていただきました。また、文末の「重要な役割を担っているといえよう」という表現を、本文の文章構成と合わせまして「担ってるといえる」というように修正させていただきました。

2番目、「治水事業の経緯」のページとなります。

「なお」以降の「上流域の山間部では」の前に、「法定区間より」という文言を

追加させていただきました。これは、法定区間で砂防事業が実施されているというふうな誤解を招くため修正したものでございます。

3番目、「河川環境の整備と保全に関する事項」になります。

これは、先ほどパワーポイントで紹介しました委員意見による修正となります。修正前の下線部「河道を維持管理する際には」というのを「河道の維持管理の目的で、堆積土砂の撤去をする際には、治水上支障のない範囲は存置するなど」というように修正させていただきました。

また、全体的に文章が長くなっておりますので、読みやすく文章を区切らせていただきました。

続きまして、3ページをお願いします。

資料2-2、「流域及び河川の概要に関する資料」の修正です。

4番目です。河川上流端を左右岸別に記載しました。これは鯉川と同様の修正となります。

5番目。先ほど1番目の本文修正に合わせた修正となっております。

次、6番目。下線部の修正前の「建設省」を「内務省（建設省）」と適切な内容に修正しました。

続きまして、資料2-3、「治水に関する資料」の修正です。

7番目。数式の誤記を訂正しました。こちらも鯉川と同様の訂正となります。

それから、5ページ目の8番です。これも鯉川と同様の修正で、表中の測線の表示方法を変更、単距離の項目を追加、小数点以下の単位止めの統一を行ってございます。

9番目です。「計画高水流量」の項に、計画基準点の横断図を明示させていただきました。

10番目。鳥類の科数と種数に誤記がありましたので、これを訂正させていただきました。

11番。「河床勾配」の治水に関する資料、図6.2の水位縦断図と整合を図るような形で修正をさせていただきました。

7ページの12番です。修正前の文中に二重記載がございました。下線部の「程度であるが、一部湾曲区間で砂州が形成され、水際の植生により自然な流れとなっている」というところを削除させていただきました。

また、それ以降の文につきましては、資料の2-2、「河川及び流域の概要」の2ページ目、「河道特性」と整合した内容になるように修正させていただいております。

次に、8ページの13番です。「必要流量の設定」の事項です。「流水の清潔の保持からの必要流量」において誤記がございましたので、 $0.019 \text{ m}^3/\text{s}$ を $0.018 \text{ m}^3/\text{s}$ というふうに訂正しました。

14番です。「河川環境検討シート」におきまして、さく河性生物のヤマトヌマエビの移動に配慮しまして、修正前の河川環境の特徴の「(暗渠のため、動植物の生息環境は存在しない。）」というところを「【保全・改善すべき環境】」としまして、「暗渠区間における、さく河性生物(ヤマトヌマエビ)の移動」というふうに訂正しました。

それから、「河川環境の目指すべき方向性」に、「さく河性生物(ヤマトヌマエビ)の移動を妨げない環境の維持」ということを追加掲載させていただきました。

説明については以上となります。よろしく申し上げます。

○道奥会長            どうもありがとうございました。

それでは、以上につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、ご発言お願いします。なお、この会議では速記を入れております。ご発言の際は、まず、お名前を言っていただきまして、その上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

いかがでしょうか。

○立川委員 丁寧な説明、どうもありがとうございました。

2箇所、誤植というか、記述の誤りじゃないかなと思うことをちょっと見つけましたので、参考までに申し上げたいと思います。

12ページの……。

○道奥会長 どちらの分になりますか、資料番号を教えてください。

○立川委員 資料番号の1-3です。1-3の12ページですが、「(2)モデル降雨波形の作成(引き延ばし)」というところの3行目です。3行目のところ、「時間内雨量(10分)における雨量」が、これ、1/200になってますが、これは1/100でしょうか。

○相田総合治水課計画班主査 これは、今回、棄却検定を行う際に、1/200にならないというのを一つの判断基準としまして検定を行っているので、これは1/200で問題ないと。

○立川委員 ああ、そうですか。この後ろのところがですね、その後ろの「(降雨強度式による1/100が28.3mm/10min)」というのがありますね。これを上回ることはなかったということとはまた別の何か検定をされたということでしょうか。

○相田総合治水課計画班主査 すみません、先ほどの説明ちょっと訂正させていただきます。1/200じゃなくて、1/100で。

○立川委員 そうなのですか正しいのでしょうか。

○相田総合治水課計画班主査 はい。

○立川委員 私は、ここでされておりますのは、ここでは引き延ばしの仕方としてⅢ型というのを設けてやっておられますので、その降雨到達時間のところだけ少し別の方法で28.3mmって決められていますね。

○相田総合治水課計画班主査 はい。

○立川委員 ですので、これについてはこういう方法で非常に合理的な方法だ

と思います。それで、(2)のところでは、恐らくこれは念のためにI型で引き延ばしてみても、それとの値を比較したということをしているんですね。

○相田総合治水課計画班主査            そうです。

○立川委員            そうであれば、この文脈の中で、1/200じゃなくて1/100の値と比較されているのかなと思ひまして申し上げました。内容について誤っているとかそういうことを申し上げているんじゃないかと、1/100の記載ではないかなということをお願いしました。

同じところが、もう一つの資料2-3の12ページでしょうか。ここも同じく上から3行目のところです。1/200のところは、今回は30分雨量で比較されておりますけど、ここも1/100でしょうか、ご確認ください。

○相田総合治水課計画班主査            はい。

○立川委員            以上です。

○道奥会長            どうも、ご訂正、ありがとうございました。

治水に関する資料でございますので、ただいまの委員のご指摘のように修正、よろしく申し上げます。

そのほか、いかがでしょうか。

今回、委員が半数近く代わられたということで、前半、説明、水系の概要のご説明ございましたけども、分かりにくいところもありましたら、それでも結構でございますので、ご質問申し上げます。

それから、前回の審議会でも、先ほどのご説明にありましたように、委員の方から、まず計画規模を決める際の時間降雨について、念のため確認してくださいということで、その説明がございました。内数、計画の流量の内数に入っているということのご説明があったかと思ひます。

それから、堆積土砂の除去につきましても委員からご意見がありまして、環境に配慮する旨の加筆をいただきました。

このあたりの修正意見はよろしゅうございますでしょうか。いただいた委員からのご意見、もしありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○浅見委員 前回申し上げました、ちょっと分かりにくかった文についての修正ですが、より分かりやすく配慮する形で追記していただきましたので、十分かと思います。ありがとうございます。

○道奥会長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。ご質問でも結構です。

○春名委員 1点だけ、ちょっと私も個人的に懸念があるわけなんです。

内容は、例えば資料1-2の1枚目、いわゆる「河川の概要」のところに、このグリーンで流域面積を表示しておりますね。それで、この流域面積の中で、当然、山林なら山林、あるいは市街地、密集地というようなことで、粗度係数等が全部違った計算になっておるんです。一番当初はこの暗渠のところが、本当にこの緑の線で引っ張っておる面積が、暗渠自体が全部受け入れられるんだらうかというところなんです、受け入れるまでに、やっぱり床上浸水だとかいろんな経緯が達してですね。山なら山で、ど〜んと流れてくる係数がどうや、何やこうや、はい、こうやという計算は成り立つんです。それで、合流してから暗渠になった途端に、排出する下流まで、果たしてこの計算どおりにいくんだらうかなというふうなちょっと不安・懸念を抱いておるところなんです。その辺の考え方だけご指導いただいたら、ありがたいと思います。

○道奥会長 はい、ありがとうございます。

流域内の土地利用別で流出の特性も違ってきて、それに基づいて流出解析をして、特に下流の幹川部は暗渠区間になってございますので、委員のご指摘、それが満管になって地上の方にあふれはしないかというふうなご懸念、当然、県民の方は持つわけでございます。そのあたり、流出解析の根拠、それからやり方等につきまして、今、ご説明の中には入っていたかと思いますが、詳細はある程度割

愛されていたように思いますので、もしできましたら、追加のご説明をお願いしたいと思います。

○相田総合治水課計画班主査 資料の1-3の26ページをご覧ください。資料の1-3、26ページ。

これが流下能力図というもので、まず現況について説明させていただきます。

一番上が鯉川で、真ん中が支川の城ヶ口川、一番下が追谷川という3つの川を書いております。この青色の点線が計算上出てきた1/100の雨が降ったときに流れる流量。例えば鯉川でいきますと、29.9 m<sup>3</sup>/sという数字がございます。これが、一応、計算上出てくる数字。それで、この上の赤字、33.4 m<sup>3</sup>/sというのが現況流下能力、33.4 m<sup>3</sup>/sまでは流せれるだろうというような計算をさせていただいております。一応、こういう形で、1/100の雨で流れる、流れないというような計算手法に基づいて表示した図がこれになります。

計算手法としましては、特性曲線法という手法で行ってはいるんですが、実は河川の流量計算をする際にはいろんな計算手法がございまして、このほかにも合理式といった別の計算においても、同じような流量になるということをチェックはさせていただいております。

○道奥会長 ただいまのご説明で、青の破線より赤線、すなわち管の容量の方がすべての区間で大きいので、計画規模の雨に対してはこの管路ではけるというようなそういう解析結果であるというご説明でしたが、よろしゅうございますでしょうか。

○春名委員 分かりました。はい。

○道奥会長 そのほか、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○梶村委員 これは教えていただきたいことなんですけれども。

勾配なり流量なんか見ますと、当然、もうこれ斜流の水の勢いだと思うんですが、それで、最終が海で、その海水面より下だというような絵になっておるんで

すけれども。私、現場自体をよく分からないので何とも言えませんけれども、中の空気圧が相当大きな変化をするのではないかなと。そういうものの出口というものが実際あるのかですね。またそれに、まあ、はっきりいえば、この川自体が下水の対処みたいなものじゃないですか。そこへいろんな下水が入ってきておるといふ。だから、各家庭にというものではないんだと思うんですけれども、その圧力がどういうふうな格好でいっておるのか。これ自体にとろどころ空気抜き、という表現は適切かどうか分かりませんが、そういうものがあるのかどうかというのを、ちょっと教えていただけないかなと思います。

○道奥会長            お願いします。

○相田総合治水課計画班主査            今回、地下河川ということで、一部、圧力区間というのがございます。圧力区間ということでございますので、のみ口部には空気抜きというのを設けてございます、いわゆるエア抜きといたりするんですが。あと、内部の摩擦を減らす工夫としまして、ライニング、表面に流れやすくなる、そういう処置等もしてございます。今あった説明は、空気抜きがあるか、ないかということでいきますと、空気抜きはあります。

○梶村委員            それはあれですか、オープンから暗渠になるところという意味ですか。

○相田総合治水課計画班主査            はい、そうです。

○梶村委員            だけど、相当なあれが、バックがかかってくるん違うん。

○相田総合治水課計画班主査            そうですね。

○梶村委員            その間で、ぼ～んとなりそうな気がしてしょうがないんやけど。

○伊藤総合治水課計画班班長            すみません、一応、下流の方から順番に圧力がかかってくるということで、一気に全体に圧力かかるんじゃないくて、下流から順番に出てくるので、上流の端っこにきたときには抜けるようにしておるといふことです。ですから、圧力かかってくるので、途中のマンホールとかは抜けない

ようにボルトで留めてるような構造にしています。

それから、それにつなぐ下水についても、ちょっと神戸市さんの範疇になるんですけども、下水についても、圧力かかるようなところについてはマンホールはいろいろな対策、今、できるようになってますので。ちょっとどういう構造に実際なってるかまでは確認してませんけども。

まあ、圧力ということでの対策は、下水、河川それぞれでそれなりにできてるということだと思います。

○梶村委員           2週間ほど前のあのテレビでやってましたやんか、60mぐらい噴いておるやつありましたやん。

○伊藤総合治水課計画班班長           下水道ですか。

○梶村委員           はい。まあまあ、下水道とは違うんかもしれませんけど。

○伊藤総合治水課計画班班長           下水の方は、ちょっと私も、昨年、下水やったので多少分かるんですが、10数年前に高知の方でマンホールが飛んで痛ましい事件があったということで、国交省で、そういう補助対策もやっております、マンホールはぼ〜んと跳ね上がらないで、ちょっと浮くようになっていて、圧が抜けるようなそういう新しいマンホールが開発され、その普及を順次やってきており、兵庫県内でもそういう対策をしてきております。

○梶村委員           はい、分かりました。

○道奥会長           よく雨水幹線ではマンホール飛ぶという事故がございますので、そのあたり地下河川ですから心配のあるところがございます。今のご説明ですと、その対策については、河川区間、この当審議会の対象としている区間については大丈夫だろうと、大丈夫であるというそういうご説明だったと思います。

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

特に意見ではないんですけど、今回、2つの水系を一度に計画をつくっていた

できました。これから、最初の説明にありましたように、複数水系で基本方針をつくっていくことになりますので、今後、その複数水系の間の諸元を混同がくれもないようにご注意をお願いいただければ。後からやり直しできないので、ぜひとも、今回も訂正いただきましたけど、よろしく願いいたします。

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

特に修正等を要するようなところございませんか。

もしないようでしたら、これ、ご審議いただきました「鯉川水系河川整備基本方針」「宇治川水系河川整備基本方針」については、原案で認めたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○道奥会長            ありがとうございます。

それでは、原案どおりで答申することといたします。

そうしましたら、議事は以上でございます。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事、すべて終了いたしました。ご審議をいただきまして、また、貴重なご意見もいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ここで進行を司会の方にお返しいたします。ご協力どうもありがとうございました。

○片岡総合治水課副課長            道奥会長、どうもありがとうございました。

ちょっと確認なんですけれども、先ほどご指摘いただきました、鯉川の資料1-3の12ページと宇治川資料2-3の12ページのところのご修正は……。

○道奥会長            修正はいただくんです、1/100のものですね。

○片岡総合治水課副課長            はい。それでは、その2箇所につきましては、本日の意見を踏まえまして、修正の対応をいたしまして、道奥会長及び立川委員にご確認をいただくようにさせていただきます。また、その結果につきまして、委員

各位にご報告はさせていただきたいと思います。

修正箇所につきましては、今の2箇所だけ……。

○道奥会長        ちょっと私、これ、資料なので……、修正をお願いしましたが、資料なので特に修正意見なしというふうに申しあげましたけど、それも含めての修正ということでございましたら、会長の方で事務局の修正を確認しまして、それでご一任いただければというふうに思います。

それではよろしゅうございますでしょうか。

○片岡総合治水課副課長        はい、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

なお、お手元の資料につきましては、そのまま机の上に置いていただきますれば、後日、事務局の方から郵送させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。お気をつけてお帰りくださいませ。

(午後2時53分 閉会)